

## ICT活用工事(ブロック据付工(港湾))実施要領

(概要)

第1条 ICT活用工事とは、以下に示すように、①～③の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。

- ① ICTを活用した施工
- ② 3次元測量
- ③ 3次元データの納品

(ICT施工技術の具体的内容)

第2条 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～④によるものとする。

- ① ICTを活用した施工  
ICTを活用した施工を行う。
- ② 3次元測量  
工事が完了した後、完成状況の把握のため、3次元測量を行う。
- ③ 3次元データの納品  
②により確認された3次元測量データを、工事完成図書として納品する。

(各要領等)

第3条 当該工事は、以下に定める要領を遵守すること。なお、要領に記載がある国の仕様書等は、愛知県の仕様書等に読み替えることとし、県の仕様書等に記載がない場合は、国の仕様書等を準用する。

- ① ICT機器を用いた測量マニュアル(ブロック据付工編)(国土交通省港湾局)

(対象工事)

第4条 対象工事は、以下の工種を含む全ての発注工事とする。

- ・被覆ブロック据付工
- ・根固ブロック据付工
- ・消波ブロック据付工

(ICT活用工事の発注方法)

第5条 ICT活用工事の発注は下記の(1)によるものとする。

(1)受注者希望型

第4条の対象工事全て。

請負者がICT活用工事の実施を希望する場合、あらかじめ監督員と協議を行う。

監督員は、協議を受理・指示する。

(発注方法毎における ICT 施工技術の取り扱い)

第6条 受注者希望型は、請負者発議による受発注者協議の上で実施できるものとし、どの技術を実施するかは請負者の申し出による。

(ICT 活用工事実施の推進のための措置)

第7条 ICT 活用施工を実施した場合、専任監督員の評価項目である、「創意工夫」において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、下記(1)～(3)に示す ICT 施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(3)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。

(1)ICT を活用した施工

(2)3次元測量

(3)3次元データの納品

(費用計上)

第8条 請負者からの協議により ICT ブロック据付工を実施する場合は、設計変更の対象とし、「ICT活用工事積算要領(ブロック据付工編) (国土交通省)」により、必要な経費を計上する。

(施工管理、監督・検査)

第9条 ICT活用工事を実施した場合の、施工管理、監督・検査は、県又は国土交通省が定めた ICT 活用工事に関する規準により行うものとする。

なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、請負者がこれを準備するものとする。

(その他)

第10条 ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。